

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

子ども未来課

### 【告示】

○ 児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなければならない費用の基準の一部改正

子ども未来課

（以上県例規集登載）

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

障害福祉課

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

〃

○ 指定障害児通所支援事業者の指定の取消

〃

し

○ 指定居宅介護支援の事業の廃止

長寿社会課

○ 地方卸売市場の開設の許可の失効

農産課

○ 地方卸売市場卸売業務の許可の失効

農産課

○ 土砂災害警戒区域の指定

防災砂防課

〃

〃

○ 〃 〃  
○ 土砂災害警戒区域等の指定

〃 〃 〃 〃

### 【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請  
建設業法に基づく行政処分に係る聴聞

県民生活交通課  
監理課

### 【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

◎岡山県規則第八号

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則（昭和六十二年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条（中）

「②の欄……寄附金控除（所得税法第78条第2項第1号），配当控除（同法第92条第1項），外国税額控除（同法第95条第1項から第3項まで），住宅取得控除（租税特別措置法第41条第1項から第3項まで，第41条の2，第41条の3の2第4項及び第5項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条），住宅耐震改修に係る控除（租税特別措置法第41条の19の2第1項）及び電子情報処理組織による申告に係る控除（同法第41条の19の3第1項）の合計額を記載してください。」

「②の欄……次のイからハまでに掲げる規定による所得税の控除額の合計額を記載してください。

- イ 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号，第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に係るものに限る。），第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

」と定める。

- ロ 租税特別措置法第41条第1項，第2項及び第6項，第41条の2，第41条の3の2第1項，第2項，第5項及び第6項，第41条の19の2第1項，第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

ハ 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

（改正）

「②の欄……寄附金控除（所得税法第78条第2項第1号）、配当控除（同法第92条第1項）、外国税額控除（同法第95条第1項から第3項まで）、住宅取得控除（租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条）、住宅耐震改修に係る控除（租税特別措置法第41条の19の2第1項）及び電子情報処理組織による申告に係る控除（同法第41条の19の3第1項）の合計額を記載してください。」

「②の欄……次のイからハまでに掲げる規定による所得税の控除額の合計額を記載してください。

イ 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に係るものに限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで

ロ 改正。

ロ 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

ハ 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第百十号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しななければならない費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表の備考②中「から第3項まで」を「第2項及び第6項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「第41条の19の4第1項」を「並びに第41条の19の4第1項」に改め、「並びに第41条の19の5第1項」を「同表の備考4③中「第15条」を「(昭和24年法律第283号)第15条」に改め、同表の備考5中「(障害児入所施設)の次に「及び指定医療機関(入所に限る。)」を加える。」

◎岡山県告示第百十一号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなればならない費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表の備考2②中「及び第2項」を「及び第3項」に改める。

◎岡山県告示第百十二号

児童福祉施設等への入所の措置等に要する費用のうち本人及びその扶養義務者が負担しなればならない費用の基準（昭和六十一年岡山県告示第五百四十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から施行する。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表の備考1中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改める。

# 平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

## ◎岡山県告示第百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

菩提樹の花

#### 2 所在地

浅口市金光町占見新田四二六―八

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人福祉会菩提樹

#### 2 主たる事務所の所在地

浅口市金光町大谷三〇―一

### 三 指定年月日

平成二十六年二月一日

### 四 事業所番号

三三二一六〇〇二九

### 五 サービスの種類

共同生活援助

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ばべの森

#### 2 所在地

玉野市東紅陽台二―一九―二五七

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

特定非営利活動法人ばへの森

2 主たる事務所の所在地

岡山市中区江並三〇〇―一九

三 指定年月日

平成二十六年三月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三四〇

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ワークネットうかん

2 所在地

高梁市有漢町有漢五七〇六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人ワークネットおかやま

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区錦町八―一〇一

三 指定年月日

平成二十六年三月一日

四 事業所番号

三三一〇九〇〇二四〇

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ももたろうファーム

2 所在地

瀬戸内市牛窓町長浜三二〇八一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社 ハートコープおかやま

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市牛窓町長浜三二〇八一

三 指定年月日

平成二十六年四月一日

四 事業所番号

三三一―二〇〇一五二

五 サービスの種類

就労継続支援（A型）

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

◎岡山県告示第百十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

いちばん星

2 所在地

玉野市御崎二丁目一―四七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社MRHM

2 主たる事務所の所在地

倉敷市帯高二〇―七

三 指定年月日

平成二十六年三月一日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇七七

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童デイサービス まきび

2 所在地

小田郡矢掛町矢掛二五二五―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人のぞみ

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

2 主たる事務所の所在地

総社市井手一〇〇四―二

三 指定年月日

平成二十六年三月一日

四 事業所番号

三三五二八〇〇〇一九

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第百十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消した。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

福祉サービスみらい 北畝

2 所在地

倉敷市北畝五丁目一八一五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社クリスタル

2 主たる事務所の所在地

倉敷市新田三一八一七

三 取消年月日

平成二十六年三月四日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇二八七

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

◎岡山県告示第百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランセンター楽寿

2 所在地

岡山県井原市下出部町二丁目一七一二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社楽寿会

2 所在地

岡山県井原市下出部町二丁目一七一二

三 廃止年月日

平成二十六年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇六〇五

五 サービスの種類

居宅介護支援

◎岡山県告示第百十七号

次の地方卸売市場の開設の許可は、失効した。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

市場の名称	地方卸売市場成羽魚市場
市場の所在地	高梁市成羽町下原五八九番地の一
開設者	秋岡立一郎
取扱品目の部類	水産物部
失効年月日	平成二十五年十月二十二日

◎岡山県告示第百十八号

次の地方卸売市場における卸売業務の許可は、失効した。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

成羽魚市場	卸売業者名
地方卸売市場成羽魚市場	市場の名称
水産物部	取扱品目の部類
平成二十五年十月二十二日	失効年月日

◎岡山県告示第百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、笠岡市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号

土砂災害の発生原因と 指定の区域

なる自然現象の種類

二〇五D西大島〇一三

土石流

次の図のとおり

「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局笠岡地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

## ◎岡山県告示第百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、備前市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二一K大内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K香登西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K香登西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K香登西〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K香登本〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K坂根〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K坂根〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K坂根〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K坂根〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K鶴海〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K鶴海〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K鶴海〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K鶴海〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K鶴海〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K畠田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K畠田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K福田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K福田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一D大内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D大内〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D大内〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D大内〇〇九	土石流	次の図のとおり

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

二二一D鶴海〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D鶴海〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D鶴海〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D鶴海〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D鶴海〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D鶴海〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D佐山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D佐山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D佐山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D坂根〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇〇	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D久々井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D香登本〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D香登本〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D香登西〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D大内〇一五	土石流	次の図のとおり
二二一D大内〇一四	土石流	次の図のとおり
二二一D大内〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D大内〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D大内〇一一	土石流	次の図のとおり
二二一D大内〇一〇	土石流	次の図のとおり

県備前県民局東備地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山

二二一D 鶴海〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D 鶴海〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D 鶴海〇一一	土石流	次の図のとおり
二二一D 鶴海〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D 鶴海〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D 鶴海〇一四	土石流	次の図のとおり
二二一D 鶴海〇一五	土石流	次の図のとおり
二二一D 福田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D 福田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D 福田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D 福田〇〇四	土石流	次の図のとおり

# 平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

## ◎岡山県告示第百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、赤磐市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二三K佐古〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K殿谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K野間〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K吉原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K吉原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K草生〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K中勢実〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K広戸〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K広戸〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K福田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三K福田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二三D岡〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D酌田〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D徳富〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D稗田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D松木〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D弥上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D吉原〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局東備地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

二二三D吉原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D稻蒔〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D小鎌〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D河原屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D河原屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D草生〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D黒沢〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D黒沢〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D黒沢〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D光木〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D光木〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D光木〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二三D塩木〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D中畑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二三D福田〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二三D八島田〇〇六	土石流	次の図のとおり

# 平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

## ◎岡山県告示第百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、真庭市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
二二四 K 上河内〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 上河内〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 木山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 佐引〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 佐引〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 佐引〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 佐引〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 佐引〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

二二四 K 佐引〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 佐引〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 佐引〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下河内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下河内〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下河内〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下河内〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下河内〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下河内〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下河内〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下河内〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下河内〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下見〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 田原山上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 旦土〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

二二四 K 且土〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 且土〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 中河内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 中河内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 中河内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 野原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日野上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日野上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日野上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日野上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日野上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 日野上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 舞高〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井畝〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井畝〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井畝〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井畝〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井畝〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 岩井谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 神代〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 古呂々尾中〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

二二四 K 古呂々尾中〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 古呂々尾中〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 古呂々尾中〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 古呂々尾中〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 下岩〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 菅谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 清谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 清谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 清谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 清谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 清谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 清谷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 清谷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 清谷〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 清谷〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 月田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 月田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 月田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 月田〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 月田〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 月田〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 星山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 本郷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 本郷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 曲り〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 曲り〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 若代〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 若代〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四 K 若代〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

二二四D久世〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D久世〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D久世〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D久世〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D台金屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D台金屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D多田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D中原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D中原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D中原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一七	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一六	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一五	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一四	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一三	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D草加部〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D樫東〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四K目木〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K三崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K惣〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二四K若代〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

二二四D黒杭〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D黒杭〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D黒杭〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D黒杭〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D黒杭〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D栗谷〇〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二四D目木〇〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D目木〇〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D目木〇〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D三崎〇〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D三崎〇〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D三崎〇〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D三阪〇〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D三阪〇〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D三阪〇〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D三阪〇〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D三阪〇〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D三阪〇〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二四D三阪〇〇〇四	土石流	次の図のとおり

二二四D種〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D種〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D種〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D種〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D種〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D種〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D藤森〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二四D藤森〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二四D藤森〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二四D見明戸〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二四D見明戸〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二四D見明戸〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二四D見明戸〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二四D見明戸〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二四D見明戸〇一一	土石流	次の図のとおり
二二四D見明戸〇一二	土石流	次の図のとおり
二二四D見明戸〇一三	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局真庭地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

## ◎岡山県告示第百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、和気郡和気町の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
三四六K小坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K田土〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K父井原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K大中山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K日笠上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K日笠上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K日笠上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K日笠下〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K福富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K福富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K藤野〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K藤野〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K藤野〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K益原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六K吉田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
三四六D宇生〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D小坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
三四六D小坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D小坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D小坂〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

三四六D小坂〇〇五	土石流	次の図のとおり
三四六D小坂〇〇六	土石流	次の図のとおり
三四六D小坂〇〇七	土石流	次の図のとおり
三四六D田土〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田部〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田部〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田部〇〇四	土石流	次の図のとおり
三四六D矢田部〇〇五	土石流	次の図のとおり
三四六D大田原〇〇六	土石流	次の図のとおり
三四六D田原上〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D田原下〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D田原下〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D田原下〇〇四	土石流	次の図のとおり
三四六D田原下〇〇五	土石流	次の図のとおり
三四六D田原下〇〇六	土石流	次の図のとおり
三四六D日笠下〇〇七	土石流	次の図のとおり
三四六D日室〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D藤野〇〇二	土石流	次の図のとおり
三四六D保曾〇一四	土石流	次の図のとおり
三四六D益原〇〇四	土石流	次の図のとおり
三四六D益原〇〇五	土石流	次の図のとおり
三四六D益原〇〇六	土石流	次の図のとおり
三四六D益原〇〇七	土石流	次の図のとおり
三四六D益原〇〇八	土石流	次の図のとおり
三四六D益原〇〇九	土石流	次の図のとおり
三四六D益原〇一〇	土石流	次の図のとおり
三四六D益原〇一一	土石流	次の図のとおり
三四六D益原〇一二	土石流	次の図のとおり
三四六D吉田〇〇三	土石流	次の図のとおり
三四六D吉田〇〇四	土石流	次の図のとおり

三四六D吉田〇〇五

土石流

次の図のとおり

三四六D吉田〇〇六

土石流

次の図のとおり

三四六D吉田〇〇七

土石流

次の図のとおり

三四六D吉田〇〇八

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局東備地域事務所に備え置いて縦覧に供する。

# 平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

## ◎岡山県告示第百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、浅口市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二二六K鴨方町益坂〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町益坂〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K鴨方町益坂〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K寄島町〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K寄島町〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六K寄島町〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二六D鴨方町益坂〇一一	土石流	次の図のとおり
二二六D寄島町〇二三	土石流	次の図のとおり

### 二 土砂災害特別警戒区域

土砂災害の発生原因と 指定の区域及び法第八

なる自然現象の種類

条第二項括弧書に規定

する土砂災害警戒区域

等における土砂災害防

止対策の推進に関する

法律施行令（平成十三

年政令第八十四号）で

定める衝撃に関する事

項

二二六K 鴨方町益坂〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二二六K 鴨方町益坂〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二二六K 鴨方町益坂〇〇三

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二二六K 寄島町〇一三

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二二六K 寄島町〇一四

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二二六K 寄島町〇一五

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二二六D 鴨方町益坂〇〇五

土石流

次の図のとおり

二二六D 鴨方町益坂〇〇九

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局井笠地域事務所にて縦覧に供する。

〔二〇〇〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人笠岡ふるさと支援センター

三 代表者の氏名

牧野 真樹

四 主たる事務所の所在地

笠岡市北木島町三二八〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、笠岡諸島及び笠岡市に於いて援助が必要な高齢者や障害者に対し思いやりと忍耐を基本にすべての人々が健やかに暮らせる社会をめざし、福祉の充実と誰もが住みやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

〔二〇一〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定による行政処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成二十六年三月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 聴聞の件名

建設業法第二十九条第一項の規定による一般建設業許可の取消し

二 当事者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

1 商号

ダイコウ株式会社（建設業の許可を受けた商号 株式会社 テンショウエンタープライズ）

2 代表者の氏名

青井 輝久

3 主たる営業所の所在地

岡山市北区花尻みどり町六一一三

4 許可番号

岡山県知事許可（般一ニ一）第二三五二四号

5 許可年月日

平成二十一年十二月十八日

三 聴聞の期日

平成二十六年三月十九日（水）午前十時から

四 聴聞の場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁六階収用委員会室

◎岡山県選管告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年三月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、三九三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九六、二〇四
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	数	八一、一五七	選挙区	数	九、三七四
				高梁市		

平成26年3月11日 岡山県公報 第11566号

総社市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	津山市・苫田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、〇〇七	一六、一六三	一四、六一九	一七、八六八	三三、一五二	一三一、〇三八	四五、〇八四	二六、二一四	三八、二三九
久米郡	勝田郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
五、九〇七	四、八一	一三、〇三一	八、九六〇	一三、九一五	一二、一五七	一〇、六四九	一四、七四二	九、一七八